

行政不服審査法案(仮称)の概要

1 手続の一元化等

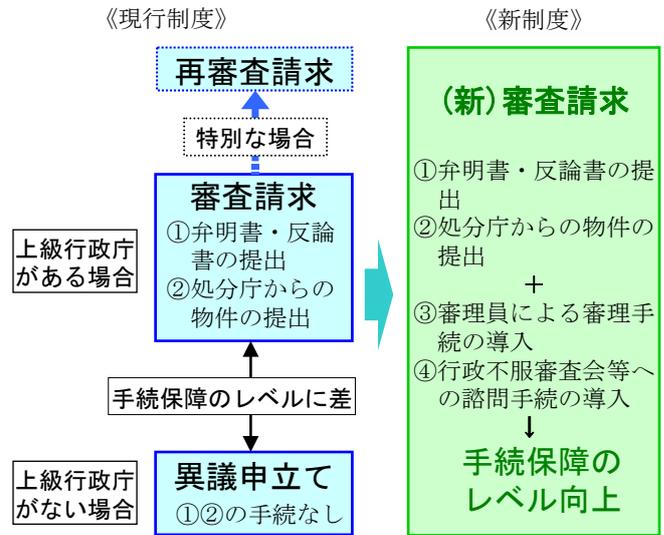
①不服申立ての種類の一元化

手続保障のレベルが低い現行の「異議申立て」を「審査請求」に一元化する。一元化された後の新たな「審査請求」は手続保障のレベルを向上させる。

②審理の一段階化

審査請求の手続保障のレベルを向上させることに伴い、再審査請求を廃止する。

※ 大量に行われる処分などについては、審査請求の前段階として、「再調査の請求」を個別法で設けることを認めることとする。



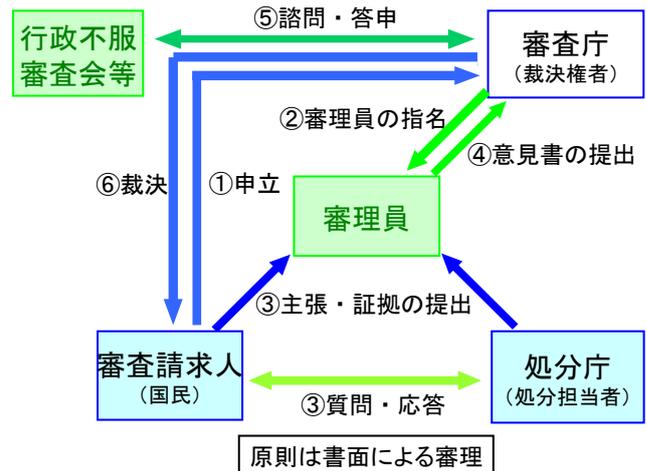
2 審理の客観性・公正性の確保

①審理員による審理手続の導入

審理をより公正なものとするため、審査庁は、処分に関する手続に参与した者以外の者の中から審理員を指名する。審理員は、審査請求の審理（主張・証拠の整理など）を行い、審査庁に対して裁決に関する意見書を提出する。

②行政不服審査会等への諮問手続の導入

より客観的かつ公正な判断が得られるよう、行政不服審査会等を新設し、審査請求の審理に参与する。



3 審理の迅速化等

①標準審理期間の設定

審理の遅延を防ぐため、審査庁は、審査請求がされてから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める。

②審理手続の計画的な遂行

審理事項が多数・錯そうしているなど審査請求が複雑である等の場合、迅速かつ公正な審理を行うため、審理員は、審理手順の整理を行い、審理の終結予定時期を決定する。

③審査請求期間の延長

処分があったことを知った日から60日となっている審査請求期間を3か月に延長する。

4 施行期日

公布日から2年以内で政令で定める日に施行することとする。

※ 整備法において、関連法律の規定の整備等を行うこととする。